

一般廃棄物（粗大ごみ等）収集運搬業務に係る一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成 3 年徳島市規則第 5 号）第 3 条及び第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 1 7 日

徳島市長 遠藤 彰良

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 一般廃棄物（粗大ごみ等）収集運搬業務
- (2) 業務概要 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 2 年 2 月 2 8 日まで
- (4) 履行場所 本市が指定する集積場所（区域については市内全域）
- (5) 入札方法 一般競争入札
- (6) 契約方法 委託契約
- (7) 支払方法 年度ごとに定められた金額を 1 2 で除して得た額を業務委託費として、毎月の請求を受けた日から 3 0 日以内に支払うものとする。なお、端数金額の調整は最終月に行うものとする。

2 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。ただし、申請受付期間に入札参加申請を行わない場合は、本入札に参加することができない。

- (1) 公告日時点で法人格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 公告の日から入札参加申請期間終了の日までの間において、本市の指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申立て、及び破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づき破産手続き開始の申立てをしていない者。
- (5) 公告の日から入札参加申請期間終了の日までの間において、本市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
- (6) 徳島市税を課せられている者にあつては、市税に滞納がない者。
- (7) 消費税及び地方消費税等に滞納がない者。

- (8) 本入札に参加する他の業者に、下請け・協力会社等として重複参加していない者。
- (9) 令和 8 年 4 月 1 日以降において徳島市登録業者名簿に登録されていること。
- (10) 一般廃棄物収集運搬業の許可を得ているものであって、徳島市に事務所及び車両基地を有しているもの。
- (11) 本市が、ごみ処理手数料を徴収したごみ量について、令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 か年連続して 2 0 0 t を超える者。
- (12) 令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 8 日までを委託準備期間とし、受託者は委託者（東部環境事業所 業務課）と調整を図り、事前習熟等の準備に努めること。なお、この準備については、受託者の責任と負担により行うものとし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。

3 入札参加申請手続き及び様式

入札参加申請者は、次の(1)から(10)までに掲げる申請書類を提出しなければならない。

入札参加資格の有無は、次に掲げる申請書類の審査をもって確認を行うので、様式の取り違え、記載漏れ等が無いように注意すること。なお、入札参加資格を確認するため申請書類以外に書類の提出を求めることがある。

徳島市登録業者名簿に掲載されている者は、本入札においては、本市に届け出ている使用印鑑を使用することとし、委任先を設けている場合は、(8)の委任状を提出し、委任された受任者名とその届出印を使用すること。

- (1) 入札参加申請書（様式 1）
- (2) 従業員名簿（様式 2）
- (3) 組織体制図（様式 3）
- (4) 使用車両一覧表（様式 4）
- (5) 使用車両写真（様式 4－1）
- (6) 車庫等の所在地付近見取り図（様式 5）
- (7) 誓約書（様式 6）
- (8) 委任状（様式 7）
- (9) 質問書（様式 8）
- (10) 入札書（様式 9）

4 入札参加申請受付期間及び提出方法

- (1) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 9 日（水）から令和 8 年 8 月 5 日（水）正午まで（必着）

※受付時間：平日 9 時から 1 7 時まで（正午から 1 3 時までを除く。）

- (2) 提出方法

(4)の提出先まで持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送の場合は期限までに必着のこと。

(3) 申請に係る費用

申請書類の作成及び提出にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。

(4) 提出先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館10階

徳島市環境部環境政策課

TEL 088-621-5217 FAX 088-621-5210

(5) 他への使用

申請書類は、申請者に無断で他に使用しない。

(6) 通知

審査結果を令和8年8月12日（水）までに、入札参加資格申請者の担当者宛てに通知する。なお、入札参加資格を認めなかった申請者には理由を付する。

5 資料の公開及び期間

この入札に係る仕様書及び様式等の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間 公告日から入札参加申請期限まで

(2) 交付方法 徳島市のホームページからダウンロードすること。

【http://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/recycle/sonota_gomi/oshirase_gomi/r8sodainyusatu.html】

6 業務に関する質問

(1) 本業務に関する質問事項については、令和8年8月4日（火）17時までに質問書（様式8）により、4-(4)に示す窓口への持参又はFAXで提出すること。なお、FAXを送信した際には、速やかにFAXの着信について窓口まで電話確認すること（平日9時から17時まで（正午から13時までを除く。））。

電話、電子メールなど、持参またはFAX以外の手段による質問には回答しない。また、質問の内容について不明な点がある場合には、担当部局から電話で問い合わせることがある。

(2) 質問に対する回答は、令和8年8月12日（水）までに徳島市ホームページに掲載する。

7 入札・開札日時及び場所

(1) 日時 令和8年8月25日（火）10時

(2) 場所 徳島市役所本館4階 401会議室

8 入札方法

- (1) 入札書（様式 9）は、入札執行日時に入札執行場所に封筒に入れて持参すること。
- (2) 本市の指定した入札書（様式 9）を用いること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、提出済みの入札書の引替え、変更又は取消はできない。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
徳島市契約規則第 8 条第 2 号の規定を適用し、免除とする。
- (2) 契約保証金
徳島市契約規則第 31 条第 9 号の規定を適用し、免除とする。

10 入札の無効

- (1) 徳島市契約規則第 13 条各号のいずれかに該当するもの、入札説明書で定める事項に違反するもの及び入札書又は委任状に不備があるものに係る入札は無効とする。
- (2) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当する者、徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けている者又は徳島市の指名停止若しくは指名回避の措置を受けている者のした入札は、無効とする。

11 落札者（受託者）の決定方法

入札後、直ちに開札を行い、予定価格を下回り、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者（受託者）とする。

また、最低価格で有効な入札を行った者が 2 人以上ある場合は、その場でくじによって落札者を決定する。

なお、2 回の入札執行において落札者がいないときは入札を不調とする。その場合は、最低入札金額提示者と交渉する。

12 その他留意事項

- (1) 契約手続きにおいて、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約の解除

申請書又は添付資料等に虚偽の記載がある場合には、契約を解除することがある。

(4) 再委託の禁止

受託事業者は、受託事業全てを他の事業者に再委託してはならない。

(5) 入札の延期又は中止

やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、又は中止することがある。

(6) 書類等の返却

提出された書類等は返却しない。